役員の報酬等及び費用に関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規則は、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター(以下「当法人」という。) の定款第20条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
 - (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 当法人の役員の報酬は、月額または年額での報酬は無報酬とし、業務を行った日につき、 別表の金額を支給する。

(報酬の支給日)

第4条 役員の報酬は、毎月1日から末日までの分を翌月15日に支払うものとする。ただし15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (以下「休日」という。)に該当するときは、15日より前の15日に最も近い日曜日、土曜日又 休日でない日を支給日とする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座 に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

- **第6条** 当法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これ を請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。
- 2 前項の費用について、前払いを要するものについては事前に概算で支払うものとする。その場合、役員は支出後に遅滞なく証拠書類を提出して精算を受けなければならない。

(公表)

第7条 当法人は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20 条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改盛)

第8条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

本規則は、令和4年10月28日から施行する。

別表

区分	金額	
会員である理事・監事	業務が2時間までの場合	3,000 円/日
	業務が2時間超の場合	5,000 円/日
会員でない理事		10,000 円/日
会員でない監事	監査業務 監査業務以外	30,000 円/日 10,000 円/日